

役員退職金を活用した節税テクニック(所長:奥村隆志)

1. 役員退職金の損金算入限度額

法人税法上、役員退職金は不相当高額な部分の金額は損金算入が認められません。不相当高額な部分とは、役員の報酬実績や在職期間及びその法人と同種同規模の他の法人での退職金の支給実績に照らし相当な額を超える場合にその超える部分の金額をいいます。

よって、一般的に採用されている役員退職金の計算方法を採用すれば否認のリスクは低くなります。よく採用されている方法としては「功績倍率方式」があり、下記の算定式で計算します。

$$\text{役員退職金の金額} = \text{役員の最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率} (*)$$

* 功績倍率は社長2.0~3.0、専務・常務1.5~2.0、取締役1.0~1.5が目安となります。

2. 社長退職金の打ち切り支給

社長の退職金が損金算入できるとしても、後継者はまだ未熟だし、すぐに完全に引退するわけにもいかないということも多いでしょう。

このような場合、社長の座を譲るとしても、会長や相談役という形で当面は社内外に目配りをするということが考えられます。ただ、社長の地位を辞して取締役会長や取締役相談役に就任した場合、依然として取締役にとどまっていますので退職したことになるが、この時点では退職金を支払っても原則としては損金算入できません。

ところが、下記の要件を満たすような役員の方掌変更の場合にはその時点で退職金を打ち切り支給したとしても損金として認めることとされています。

- ①常勤役員が非常勤役員(代表権を有する者や実質的経営者は除く)になったこと。
- ②取締役が監査役になったこと。
- ③分掌変更後におけるその役員の給与が激減(約50%以上の減少)したこと。

よって、このような要件を満たすような形で社長から会長、相談役、監査役等へ就任することにより、その時点で社長退職金を支給すれば損金計上が可能となります。

3. 退職前の経費計上策

さらに、社長の退職よりも前に、実質的に退職金相当額を経費計上する方策として生命保険等を活用する方法があります。

長期平準定期保険というタイプの生命保険では、満期返戻金のない掛捨てタイプにもかかわらず、途中解約した場合は多額の解約返戻金が支払われるものがあります。この種の保険を活用して、法人契約で社長が若いうちから保険に加入し、社長の引退見込時期に解約返戻金がピークになるような保険設計にしておけば、毎年の保険料の一部が損金となり、社長の引退時期に保険解約益と退職金が同時計上されることにより、実質的に退職金の損金計上を前倒しする効果があります。

また、倒産防止共済を活用して掛金を全額損金するとともに、社長引退時に解約し社長退職金を支給すれば生命保険と同様の効果がありますが800万円が掛金累計の限度となります。

4. 役員退職金のその他の税務上の効果

社長とすれば役員報酬を増額すれば高い累進税率の所得税や社会保険料の負担により相当手取りが減りますが、役員報酬に替えて退職金で受け取ることにすれば、給与所得ではなく退職所得扱いとなり所得税上メリットが出てきます。退職所得は勤務年数に応じた「退職所得控除額」を控除した後の金額に1/2を乗じた額で計算され、さらに、他の所得とは別途に累進税率を適用する分離課税ですから、高率の所得税が課せられている社長にとっては役員報酬に替えて退職所得で受け取る方が有利となる場合が多いのです。

また、多額の退職金の計上は、会社の利益と純資産額を減少させますから、自社株の評価額も引き下げることとなり、後継者への株式の移転がしやすくなる効果もあります。

(奥村 隆志)



【給与所得者の扶養控除申告書】 (伊地智 光秀)

皆さんご存知の事かと思いますが、平成28年1月以降に提出を受ける扶養控除申告書等について、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載してもらった事となりました。今回は、扶養控除申告書に記載するマイナンバー(個人番号)について、改正が行われましたのでご紹介いたします。

- ①扶養控除申告書等の提出を受ける給与支払者等が、その申告書を提出する者等の個人番号その他一定の事項を記載した帳簿【その扶養控除等申告書の提出の前に、その給与所得者等から扶養控除等申告書の提出を受けて作成されたものに限る】を備えているときは、その扶養控除申告書等には、その帳簿に記載されている個人番号の記載を要しない事となりました。
- ②上記①の帳簿は、最後に上記の規定を適用した提出期限等の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存しなければなりません。
- ③上記①の規定を受けた扶養控除申告書等を提出した給与所得者が、扶養控除申告書に記載する内容を変更した場合、変更前及び変更後を記載した届出書を速やかに提出しなければなりません。
- ④上記③の届出書の提出を受けた給与支払者等はその届出書を3年間保存しなければなりません。
- ⑤今回の改正は平成29年1月1日以降に支払を受けるべき給与等について適用されます。

今回の一文字【祭】 (山本 清一)

Tax News 創刊号の今回の一文字を投稿して4年が経ちました。ちょうど4年前もオリンピックの年でその時は「纏(まとまり)」という一文字にしました。

一つに纏まって物事に向き合うことが大切だと思ったからです。

今回「祭」にしたのは、東京オリンピックも4年後決まり、これからは国立競技場の建て替えなどで景気刺激になり一時的には景気も上向くと思われま

反面、祭のあとに待っているものは…

皆さんも、目の前にある「祭」に振り回されることなく、その先を見据えた経営や生活設計を考えてみてはいかがでしょうか？



<TAX NEWS No9> かがやき税理士法人 発行
〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F
TEL: 077-543-0881 FAX: 077-543-2432
E-mail : admin@kagayaki-tax.jp



編集後記 #
うだるような暑さの毎日ですが、いかがお過ごしでしょうか？ビールに冷奴、そうめんが美味しい季節です。栄養が貧弱になりそうですので気を付けようと思います。